１　雪崩対策事業の推移

我が国は世界でも有数の雪の多い国であり、国土の約52%が豪雪地帯（豪雪特別措置法により指定された地域）で、そこに約2,100万人の人々が生活を営んでいる。

冬期には、日本海側を中心に大量の積雪があり、豪雪地帯、特に山間部の住民にとって雪崩は大きな脅威であり、生活面で多大な影響を被るだけでなく、犠牲者を伴う災害も少なくない。

従来は雪崩対策として道路や鉄道等公共施設の保全を目的としてそれぞれ管理者による対策がなされてきた。しかし、近年人家に被害の及ぶ雪崩災害が頻発し、特に昭和56年、61年の豪雪時に相次いで発生した雪崩災害は、死者34名、負傷者34名という惨事になった。さらに、平成18年の記録的な大雪「平成18年豪雪」により14道県において100件の雪崩災害が発生し、集落雪崩は28件発生（死者１名、負傷者16名）した。

このような状況に鑑み、昭和60年度に集落の保全を目的とした雪崩対策事業が創設され、道府県の施行する雪崩防止工事に対する助成措置が開始された。昭和62年度からは、当該降雪年発生の雪崩災害に緊急に対処するための災害緊急雪崩対策事業も開始された。

しかしながら国土交通省の調査によれば、雪崩危険箇所数は全国に約21,000箇所に及び、その整備率は約２％（平成24年度末）ときわめて低い水準にとどまっている。

そこで雪崩防止施設などのハード対策を実施するとともに、警戒避難体制の確立などのソフト対策を推進するため、平成元年度に雪崩防災週間（12月１日～７日）を制定し、平成２年度には警戒避難体制の整備等をモデル事業として実施する総合雪崩対策モデル事業を創設した。

さらに平成４年度からは雪崩対策事業への国庫債務負担行為の適用により、緊急かつ集中的な整備を要する危険箇所における雪崩対策事業の推進に努めているところである。

２　雪崩対策事業の採択基準における限度額及び補助額の推移

年　　度	雪崩対策事業費補助（昭和60年度創設）	
	総事業費	補助率
昭和60～平成5	1,000万円以上	1/2
6	3,000万円以上	
7	3,500万円以上	
8	4,000万円以上	
9～	7,000万円以上	

注：平成17年度より総合流域防災事業に変更